

4 新食第 2720 号
令和 5 年 2 月 24 日

大分県知事 殿

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

地方卸売市場における取引参加者の新規参入に関する独占禁止法上問題となるおそれの周知について

卸売市場における取引参加者の新規参入については、卸売市場に関する基本方針（平成 30 年農林水産省告示第 2278 号）第 1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項において、開設者は、「卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う」とされ、各開設者において、これを踏まえた市場運営が行われているものと承知しております。

他方、内閣府では、新規の取引参加者の参入について、依然参入を抑制しているとの声が寄せられていることから、令和 4 年 12 月 22 日、規制改革推進会議によりとりまとめられた規制改革推進に関する中間答申（別紙）において、地域産業活性化ワーキング・グループにおける公正取引委員会の発言も踏まえ「新規参入時に、既存事業者の推薦や同意を求めることが、合理的な理由なく、新規参入を阻止することとなる場合は、取引拒絶等として不公正な取引方法に該当し独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、卸売市場の開設者や市場参加者に通知する」こととされたところです。

ついては、貴職より管内の地方卸売市場の開設者に対し、上記の中間答申について周知していただくとともに、各開設者から各市場の取引参加者に対し、上記の中間答申について、直接又は当該取引参加者が所属する組合等を通じて周知していただきますよう、お願いいたします。

なお、今般の周知のほか、上記中間答申では、「新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営に係る実務的なルールの実態調査」を行うこととされており、今後具体的な依頼を行うことを予定しておりますので、引き続きご協力をお願いします。

以上、ご不明な点などがございましたら、貴都道府県を管轄しています地方農政局又は内閣府沖縄総合事務局までお問い合わせください。

規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日）

～抜粋～

4. 地域産業活性化

イ 卸売市場の活性化に向けた取組

【a：遅くとも令和5年度中に措置、b：卸売市場の開設者等への通知については令和4年度中、実態調査を踏まえた措置については遅くとも令和5年度中に措置、c：令和5年度中に措置、d：令和4年度中に措置】

a 農林水産省は、気候変動による漁獲魚種の変化、事業承継の問題、DXを始めとしたデジタル化への対応など、産地市場・消費地市場それぞれの卸売市場が抱える課題に対応するため、多様な能力を持つ市場参加者が活躍できる環境作りなど目指すべき姿の実現に向けた取組を検討し、必要な措置を講ずる。

b 農林水産省は、新規参入時に、既存事業者の推薦や同意を求めることが、合理的な理由なく、新規参入を阻止することとなる場合は、取引拒絶等として不公正な取引方法に該当し独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、卸売市場の開設者や市場参加者に通知するとともに、公正取引委員会の協力を得て、新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営に係る実務的なルールの実態調査を行い、開設者からの報告内容（卸売市場の実務的なルールを含む）を農林水産省ホームページにおいて公表を行う。また、当該実態調査の結果を踏まえて、開設者に対し、新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のために、実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討や取組を促すなど、必要な措置を講ずる。

c 農林水産省は、公正取引委員会の協力を得て、食品等の取引の適正化を図る観点から、卸売市場における市場関係者の取引に関する実態調査を行い、当該調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

d 農林水産省は、産地卸売市場の統廃合等の取組を支援するに当たって、独占禁止法上問題となるおそれがないなど適法な買参人等の新規参入のルールとなっていることを要件に盛り込むとともに、当該ルールについて公表を促進する措置を講ずる。